

漁業法（昭和２７年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法５７条第１項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網漁業（手繰第２種漁業：えび漕網漁業、手繰第３種漁業：けた網漁業、まんが漁業、その他の小型機船底びき網漁業：せき板漁業）	操業区域の２	えび漕網漁業：周年、けた網漁業：１１月１日から４月３０日まで、まんが漁業：１２月１日から３月３１日まで、せき板漁業：周年	２５馬力又は８０ｋＷ以下の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	１０トン以上１３．５トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	<u>1</u>	県内に住所を有する者
2	小型機船底びき網漁業（手繰第３種漁業：貝けた（さるぼう））	共同漁業権共第３８・４０号の漁場区域	６月１日から１０月３１日まで	１５馬力又は４８ｋＷ以下の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数以内	<u>2</u>	県内に住所を有する者
3	小型機船底びき網漁業（手繰第３種漁業：貝けた（さるぼう））	共同漁業権共第４０号の漁場区域	６月１日から１０月３１日まで	１５馬力又は４８ｋＷ以下の許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	３トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数以内	<u>8</u>	県内に住所を有する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 - 1 小型機船底びき網漁業（操業区域の2）
令和7年4月23日から同年30日まで
 - 2 小型機船底びき網漁業（貝けた（さるぼう））
（共同漁業権共第38・40号の漁場区域）
令和7年4月23日から同年5月23日まで
 - 3 小型機船底びき網漁業（貝けた（さるぼう））
（共同漁業権共第40号の漁場区域）
令和7年4月23日から同年5月23日まで

別記 操業区域

- 2 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの5点を順次に結んだ直線と、阿南市椿町蒲生田岬灯台と和歌山県日高郡日ノ御埼灯台とを結んだ直線との間の海域のうち徳島県海域。
 - イ 徳島県撫養港口灯台
 - ロ 徳島県徳島市地先於亀瀬灯台と和歌山県和歌山市紀ノ川河口左岸とを結んだ直線と、撫養港灯台と和歌山県日高郡日ノ御埼大倉礁とを結んだ直線との交叉点
 - ハ 紀ノ川河口左岸と於亀瀬灯台とを結んだ直線と、和歌山県和歌山市虎島頂上と徳島県阿南市伊島町前島西端とを結んだ直線との交叉点
 - ニ 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県南あわじ市沼島南端とを結んだ直線と、虎島頂上と前島西端とを結んだ直線との交叉点
 - ホ 田倉崎